北上川沿岸中田地区土地改良区
水土里ネット なかだ
ー広報ー
第93号
（令和5年6月1日発行）

令　和　5　年　度
配　水　計　画

令和 5 年 4 月26日（水）　～　8月30日（水）　正午

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21 休止	22	23	24
25	26	27	28 大泉のみ休止	29 大泉のみ休止	30 休止	

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1 休止
2 休止	3	4	5	6 大泉のみ休止	7 大泉のみ休止	8 大泉のみ休止
9 大泉のみ休止	10 大泉のみ休止	11	12	13	14	15
16	17	18	19 休止	20	21	22
23	24	25	26 休止	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 休止	3	4	5
6	7	8	9 休止	10	11	12
13	14	15	16 休止	17	18	19
20	21	22	23 休止	24	25	26
27	28	29	30 正午まで	31		

【お願い】

○4月、5月は休止日はありません。

○降雨等により用水機場の運転を一時停止する場合がありますのでご了承下さい。

○渇水及び災害等により配水計画が変更となる場合がありますのでご了承ください。

限られた水がまんべんなく行き渡りますよう細やかな水管理と節水にご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ
０２２０-３４-２４２３（事業課）

ご　あ　い　さ　つ

理事長　千葉武男

組合員皆様には、平素より土地改良区の業務運営全般に亘り格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、行政機関をはじめ関係農業団体各位には、土地改良事業推進に格別のご指導とご高配を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、去る３月３日に開催した第９７回通常総代会に於いて国営中田土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の施行申請の議決をいただき、無事施行申請の運びとなりました。

本土地改良区の基幹的農業水利施設である国営中田農業水利事業で造成された施設は、これまで適切な維持管理に努めてきたものの、事業完了から３５年以上が経過しており、経年劣化による故障や構造物の損傷等、その機能の発揮に支障をきたしているとともに、修繕にかかる費用も年々増大している状況にあります。

特に用水を安定的に供給するための水管理施設においては、予備品の在庫や機器そのものの製造が終了し交換部品の調達が困難になるなど、施設の機能を保全するための整備が喫緊の課題となっておりました。

そのような中で昨年の着工要望から関係行政機関との協議調整を経て早期に事業施行申請にまで至ったことにつきましては、東北農政局北上土地改良調査管理事務所を始め、宮城県、岩手県、登米市及び一関市の絶大なるご支援とご協力の賜物であり深く感謝申し上げる次第であります。

また、昨年は急激な電気料金の高騰により財政調整積立金の一部を取り崩して対応いたしましたが、関係機関への支援要請活動等を行い農業水利施設管理緊急対策事業の補助金交付を受けることができました。

ただ、電気料金や燃料等の下落が見通せない中で、令和５年度の賦課金については上げざるを得ない状況となりました。誠に心苦しい限りでありますが、今後も電気料金高騰に対する支援など関係機関に対し要請を行って参りますので皆様のご理解をお願い申し上げます。

まだ先の見通せない状況が続きますが、業務の効率化や関係機関への支援要請活動により補助事業を推進し組合員の負担軽減に繋がるよう役職員一丸となって取り組んで参ります。

結びに組合員皆様のご健康とご多幸、そして豊穣の秋をご祈念申し上げ、水里土ネットなかだ第９３号発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

大規模災害時における相互応援に関する協定締結

令和５年３月１３日、迫川沿岸土地改良区において、当土地改良区の外、登米吉田土地改良区、豊里町土地改良区、迫川沿岸土地改良区の登米市内４土地改良区による「大規模災害時における相互応援に関する協定」の調印式が行われました。

この協定は、大規模災害時や突発事故が起きた際に、必要な物資の提供や職員の派遣などを迅速に行ない、被害の軽減と農業経営の安定を図ることを目的として締結されました。

第97回通常総代会開催

第97回通常総代会が下記の通り開催され、執行部より提出された全議案が原案のとおり承認可決されました。

◇日　時　　令和５年３月３日（金）午前9時30分　　◇出席者数　　72名（総代現在総数83名中）

◇場　所　　ホテルサンシャイン佐沼　　◇議　　長　　春日浩光総代（中田町宝江黒沼選出）

議決された案件

令和4年度中間監査報告

第1号　国営中田土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の施行申請について

第2号　令和4年度一般会計補正収支予算専決処分の承認について

第3号　令和4年度一般会計補正収支予算について

第4号　令和5年度（第47期生）土地改良施設維持管理適正化事業加入について

第5号　令和5年度一般会計収支予算について

第6号　役員報酬並びに費用弁償等について

第7号　令和5年度賦課金の賦課徴収時期及び方法について

第8号　令和5年度決済金について

第9号　一時借入金の最高額について

第10号　歳計現金の預入先について

令和5年度収支予算の 内 訳

令和５年度予算額　７９９，０９１，０００円

収　入

単位：円

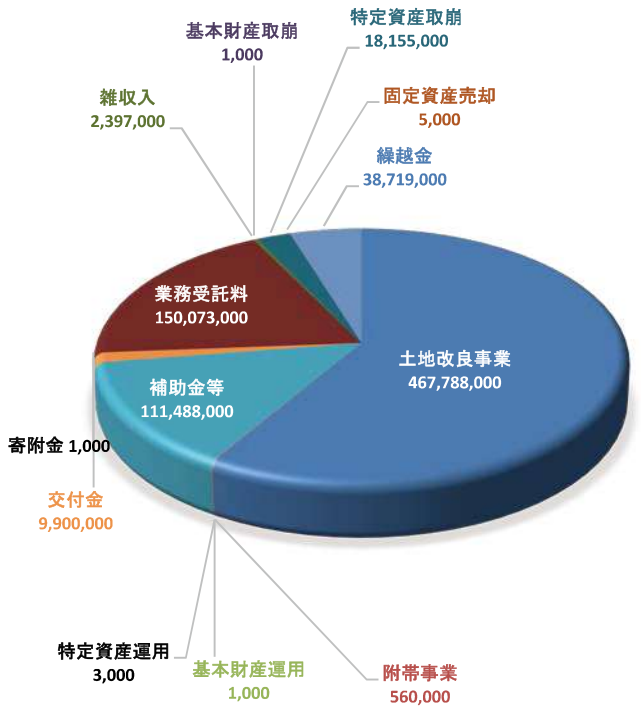

項　目	金　額	主な内容
土地改良事業	467, 788, 000	賦課金収入
附帯事業	560, 000	使用料・負担金
基本財産運用	1, 000	利息
特定資産運用	3, 000	利息
補助金等	111, 488, 000	事業補助金
交付金	9, 900, 000	事業交付金
寄附金	1, 000	
業務受託料	150, 073, 000	受託事業補助金
雑収入	2, 397, 000	過年度未収金 出資配当金等
基本財産取崩	1, 000	
特定資産取崩	18, 155, 000	各種積立金
固定資産売却	5, 000	
繰越金	38, 719, 000	
収入合計	799, 091, 000	

支　出

単位：円

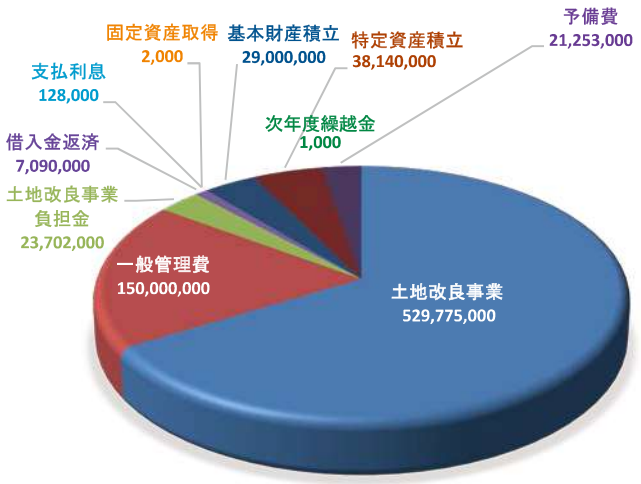

項　目	金　額	主な内容
土地改良事業	529, 775, 000	用排水管理費･各種事業費
一般管理費	150, 000, 000	運営事務費
土地改良事業 負担金	23, 702, 000	事業分担金
借入金返済	7, 090, 000	県圃事業償還
支払利息	128, 000	償還利息
固定資産取得	2, 000	
基本財産積立	29, 000, 000	事業積立金
特定資産積立	38, 140, 000	各種積立金
次年度繰越金	1, 000	
予備費	21, 253, 000	
支出合計	799, 091, 000	

令和5年度　賦課金単価

賦 課 金 の 期 別 が 変 わ り ま し た

金融機関における取扱い手数料等の経費削減の為、令和５年度より２期制となりました。
納入の際はお間違えのないようご注意下さい。

第１期賦課金　　令和　５　年　６　月２７日納期
第２期賦課金　　令和　５　年１０月２７日納期

【　経　常　賦　課　金　】

（1,000㎡当）

項　目		金額	賦課割合	
			１期	2期
一般経常費	100%地区	3,700円	50%	50%
	65%地区	2,400円	50%	50%
用水経常費		5,200円	50%	50%
石森排水経常費	100%地区	2,600円	50%	50%
	70%地区	1,800円	50%	50%
五ヶ村排水経常費	100%地区	2,100円	50%	50%
	70%地区	1,500円	50%	50%
農地耕作条件改善事業	森地区	8,000円		100%
	浅水二地区	8,000円		100%

【　特　別　賦　課　金　】圃場整備事業償還金

（1,000㎡当）

項　目	金額	賦課割合	
		１期	2期
中田中部地区	1,000円		100%
石森西部地区	2,000円		100%
中田南部地区	1,000円		100%

納 入 期 限 並 び に 納 入 方 法

【 発行日 】　令和 ５ 年 ６ 月 １ 日

【 納入期限 】　１　期　令和 ５ 年 ６ 月２７日　　２　期　令和 ５ 年１０月２７日

【 納入方法 】　○納入組合員の方は組合の主旨に基づき納入組合長さんを通じて納入して下さい。
○口座振替の方は納期前に通帳残高の確認をお願いします。

【 過怠金について 】　納期限を過ぎますと過怠金として督促手数料及び延滞金（年8.7%）が加算されます。
また未納が続きますと、法令等に基づき滞納処分が行われる場合がございます。

全国の銀行口座で賦課金の口座振替が可能です！
お手続きの際は土地改良区事務所へお越し下さい。

電　話　０２２０-３４-２４２３　（賦課徴収係）

農地転用決済金について

【令和５年度農地転用決済金単価一覧表】

（1,000㎡当）

項　　目		決済金単価
用水地区維持管理決済金		52,280円
石森排水地区維持管理決済金	100%地区	38,270円
	70%地区	26,790円
五ヶ村堀排水地区維持管理決済金	100%地区	29,440円
	70%地区	20,610円
中田中部県圃決済金		780円
石森西部県圃決済金		2,950円
中田南部県圃決済金		780円

★宅地、畑などに転用する時
★公共用地（道路など）で買収された時

① 農地転用通知書の提出

② 地区除外申請書の提出

③ 決済金の納入

これらの手続きが必要となります

土地改良区からのお知らせとお願い

こんなときは手続きが必要です

○農地を売買した
○農地を賃貸借契約した　または解約した
○組合員の方が亡くなった
○農業者年金による経営移譲をする
○住所を変更した
○振替口座の口座番号を変更したい　　etc…

→

組合員資格得喪通知書
住所変更届
口座番号変更届

注　意

公共機関（市・町・法務局等）において手続きを行っても、土地改良区に届出されませんと台帳の変更は行われませんので、忘れずに土地改良区へ届出をお願いします。

お問い合わせ　0220−34−2423（総務課　賦課徴収係）

受賞のお知らせ

全国土地改良事業団体連合会　土地改良功労者表彰
理　事　長　千　葉　武　男

人事往来

（令和５年４月１日付）
（　　）前任

【総務課】
賦課徴収係主事　**齊所　尊**　（事業課事業係技師）

【事業課】
事業係技師　**鈴木　瑠**　（総務課賦課徴収係主事）